

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
3	151号食堂油水分離槽汚泥汲取清掃	海田市駐屯地	7.4.1~8.3.31	7.3.10	7.3.21 09時00分	7.3.21 09時00分	無し	市価調査書期限 7.3.19 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所:広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当):陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 蒲田(かばた)
電話番号(内線):082-822-3101(内2341)
FAX番号:082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

見 積 書

件名リスト一連番号	3
-----------	---

見積金額 **¥**

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
151号食堂油水分離槽汚泥採取滑槽	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	海田市駐屯地		納期	7.4.1~8.3.31	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。
担当: 蒲田

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

市場価格調査書

件名リストー連番号	3
-----------	---

金額 **¥**

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
151号食堂油水分離槽汚泥汲取消掃	仕様書のとおり	ST	1.00		
	以下余白				
納入場所	海田市駐屯地		納期	7.4.1~8.3.31	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。

担当: 蒲田

FAX: 082-823-4226

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

調達要求番号：第5RMC1AR0002号

陸上自衛隊仕様書		
151号食堂油水分離槽汚泥汲取清掃	仕様書番号	
	作成	令和7年2月4日
	変更	
	作成部隊等名	海田市駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地において実施する151号食堂油水分離槽の汚泥汲取清掃について適用する。

2 実施場所

広島県広島市安芸区矢野町4200 陸上自衛隊海田市駐屯地

3 一般事項

3.1 作業時間は、平日1340～1430（給食業務停止時間帯）とする。

3.2 作業開始に際し、事前に係官と調整し、部隊側の承認を得ること。

3.3 作業に当たっては、仕様書に記載なき事項でも、技術上当然すべき事項・箇所については、係官と協議の上、誠実に対処すること。

3.4 施工写真は、着工前、施工中、終了後に分けて撮影し、速やかに一部原版とともに提出すること。

3.5 片付け・清掃作業終了後は係官の点検を受けることとする。

4 作業内容

4.1 油水分離槽 1.5m³（1箇所3槽）内の清掃及び油かす等を除去し、廃棄処分とする。

4.2 除去油等の処分は、請負業者の責任において確実に処分すること。

5 履行期間（令和7年度：計4回分）

4月～6月：1回、7月～9月：1回、10月～12月：1回、1月～3月：1回

細部は、係官と調整すること。

6 特記事項

6.1 請負業者は、廃棄物処理及び清掃について、関係法規に基づき適正に行うこと。

6.2 請負業者は、産業廃棄物処分業者許可証及び産業廃棄物収集運搬業者許可証を事前提出すること。

6.3 清掃作業中に発生した使用器材の故障に関し、官側は責任を負わないものとする。

6.4 清掃作業中に、自衛隊施設等に損傷を与えた場合は、請負業者負担とする。

7 調整先

補給科糧食班 庶務記録係 (Tel 082-822-3101 (内線2303))

8 検査

本仕様書に基づき検査をし、各履行期間毎、最終処分の完了後10日以内に、写真及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票を官側に提出し、処置内容の確認をもって、検査完了となる。